

## 佐賀県規則第25号

### 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県立九州陶磁文化館条例(昭和55年佐賀県条例第14号)第6条の規定に基づき、佐賀県立九州陶磁文化館(以下「陶磁文化館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (開館時間)

第2条 陶磁文化館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 館長(博物館法(昭和26年法律第285号)第4条の館長をいう。以下同じ。)は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

#### (休館日)

第3条 陶磁文化館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 1月1日から1月3日まで

(2) 月曜日(当該月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たる場合は、その翌日)

(3) 12月29日から12月31日まで

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

#### (入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(1) 秩序を乱すおそれがあると認める者

(2) 酩酊等により他人に迷惑をかけるおそれがある者

(3) その他館長が管理上適当でないと認める者

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。